

告 示

埼玉県告示第九百十一号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

松伏町

二 作業種類

公共測量（松伏町都市計画基本図修正業務委託）

三 作業地域

松伏町全域

四 作業期間

令和四年七月二十五日から令和五年一月三十一日まで